

別紙

台東区立学校園における 新型コロナウイルス感染予防に関する取組

台東区教育委員会

「台東区立学校園版 感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）【第5版】」における、「Ⅱ 2（4）感染状況に応じた教育活動上の留意点」（12～17頁）については、緊急事態宣言が発令されている期間は、以下の対応とする。

① 感染リスクを抑えた登校園の実施

○徹底すること

- ・校門や玄関口等での密集を避けるため、登下校（登降園）の時間帯を学年や学級ごとにずらすなどの工夫を行う。

② 健康観察

○徹底すること

- ・校（園）舎又は教室に入る前に、健康観察を確実に行う。
- ・体調不良が認められる場合は、別室で対応し、家庭への連絡を行う。

③ 各教科等の指導

○実施しない活動

- ・幼児・児童・生徒が近距離で一斉に大きな声で話す活動
- ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダーや鍵盤ハーモニカ等）を用いる活動
- ・家庭科における調理実習
- ・体育における児童・生徒が密集する運動及び近距離で組み合ったり接触したりする運動

○実施について慎重に検討を要する活動

- ・幼児・児童・生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等
- ・理科における児童・生徒同士が近距離で活動する実験や観察
- ・図画工作科、美術科における児童・生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動

※体育は、可能な限り屋外で実施とし、体育館など屋内で実施する場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。

※委員会活動やクラブ活動については、活動内容や協議事項を精選（延期も含む）し、短時間又は少ない回数で実施できるように工夫すること。

④ 全校朝礼、各種集会

○徹底すること

- ・放送設備等を活用し、各教室で実施する。
- ・ただし、十分な換気及び児童・生徒同士の間隔（おおむね1～2m）の確保が可能かつ密集及び密接を避けた安全な移動が可能な場合は、1学年の幼児・児童・生徒のみで教室以外の場所での実施も可とする。

⑤ 給食及び昼食

○徹底すること

- ・食前及び食後の手洗い指導、児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、できる限り距離をとるなどの座席の工夫、会話をさせない指導を行う。

⑥ 部活動（小学校における同様の活動を含む）

○徹底すること

- ・授業日（平日）のみの実施とし、週3日以内（1日90分以内）の活動とする。
- ・感染リスクの高い活動については実施しない。
- ・「大会等への参加」がある場合の活動については、教育委員会と相談の上、決定する。

⑦ 学校園行事等について

○実施しない活動

- ・宿泊を伴ったり、都外に移動したりするような行事
- ・公共交通機関を使っての都外・都内施設での校外学習（徒歩及び貸切バスでの都内施設での実施は可）
- ・幼児・児童・生徒等が、学年を超えて一堂に集まって行う行事や活動
- ・土曜授業及び学校行事等の保護者及び来賓等への公開